

中大法曹

第 2 号



1973. 4

中央大学法曹会

西子



故初代幹事長岡弁良先生

中大法曹 第二号目次

■ 表紙題字 山本清二郎
 ■ 表紙写真 中大旧図書館

思いつくまま……………	幹事長 山本清二郎……………	1	
母校の現況について……………	中央大学理事長 堂野達也……………	5	
大学問題特別委員会報告書……………	委員長 石井一郎……………	8	
中大創立九十周年記念事業資金及び奨学会事業資金募集について……………	中大創立記念事業資金募集特別委員会委員長 石田寅雄……………	12	
民訴研究会から中大法曹会へ……………	初代幹事長を偲んで……………	荻山虎雄……………	15
中央大学法曹会会則……………		18	
中央大学学員会会則……………		23	
学校法人中央大学基本規定（寄付行為）……………		31	
中央大学法曹会顧問役員名簿……………		45	
中央大学学員会役員名簿（法曹会関係）……………		49	
中央大学役員名簿（法曹会関係）……………		51	
甲 辞……………	山本清二郎……………	53	
編集後記……………	山本忠義……………	45	



思いつくまま

幹事長

山本清二郎

一、中大法曹顧問の今井忠男先生は、日弁連会長に就任されるや、とくに法曹三者の協力を強調された。わたくしは、法曹三者の一翼を荷う検察官として、双手を挙げて、これに賛成したのであるが、先生のご努力にもかかわらず、嘗ての臨司問題が、尾を引いているのか、未だに法曹三者の、司法協議会すらできず、甚だ遺憾に思っている者である。刑事司法の目的は、法秩序の維持と社会正義の実現にあり、法曹三者の役割は、それぞれ異なっているとは言え、窮極の目的は、同一であるべき筈である。それがなぜ実現できないのであるのか。最近メーデー事件、辰野、仁保や、最高裁の高田事件など、長期裁判が、世間の注目を浴びているにつけても、法曹三者は、反省し、考えてみなければならぬと思う。

二、しかしながら、わが中大法曹においては、在朝、在野を問わず、判検事、弁護士が、それぞれ会員相互の親睦を図るとともに、中央大学の興隆と、司法の発展に寄与することを目的に相集まり、互いに協力一致して、会則に明記してあるところに従って努力しており、わたくしは、この中大法曹の目的は、十分達成されつつあると考えている。

三、中大法曹の創立は、故岡弁良先生や、荻山虎雄先生らが、創刊号で述べておられるとおりである。昭和二十六年、わたくしは、東京地検刑事部長をしていたが、次席検事の田中万一先輩や、同僚吉川正次、河井信太郎君らと、欣然これに参加した。われわれは、戦前から、現職の判検事だけで、南甲法曹クラブという親睦団体を作っていたが、それを発展解消して、法曹一元を、旗じるしに、中大出身の法曹三者が、大同団結し、中大学員会支部のうちでも、最も有力な学員会支部を、結成したのである。

四、中大法曹は、爾来故岡先生が、初代幹事長、その後大山菊治先生、故柴田武先生、竜前茂三郎先生と引き継がれ、昨年大塚喜一郎幹事長が、全学員の懇請をうけて、中大理事長に就任されるや、一年間の空白ができたので、不肖わたくしが、暫定的にお引受けして、今日に至ったのである。ところで、昨年九月予期しなかったことであるが、大阪高検検事長に転出することになり、会員各位に、多大のご迷惑をかけ、誠に申し訳なく存じている次第である。わたくしは、この機会に、なぜ幹事長をお引受けしたかにつき、一言だけ、弁解することをお許し頂きたい。それは、わたくしが、検察官として今日あるは、全く中大法曹の会員各位の、ご指導とご支援の賜物であり、それに少しでも酬いたいと考えたことに因るものであるということである。

五、中大法曹には、弁護士として、谷村唯一郎先生を始め、きわめて有力な法曹が、沢山おられるのであるが、判、検事には、林、吉益、平井先生らが、退官されてからは、中大出身者の影が薄くなり、その後東京大学などの官学を出ていないため、損をしたと思われるような人事も行なわれたようにも思う。わたくし自身も、中大出身のため、にがい経験を、二、三回は、味わったことがある。爾来わたくしは、検察の人事が、学閥に拘泥せず、その人の能力に応じてなされるよう、機会あるごとに、上司にも進言して、今日に至っている。最近は、従前より多少良くなって来ているのではないかと思う。

六、近時中大法曹のうち、検察官の数も、次第に増加し、優秀な若い諸君が、非常に多くなって来たことは、誠に喜

ばしい次第である。わたくしは、これらの諸君が、将来の発展のためにも、中大法曹の中にあつて、わたくし同様中大法曹の有力な方々の指導をうけられるようにしたいと願つて来た。しかし検事には、転任があり、年代が違うなどのため、なかなか会に出席しなかった。そこで十年程前に、河井君らと話合つて、検事だけの東京検察支部を創立して、これを補ない、現在会員が、二百数十名となっている。これは、中大法曹の検察部会というべきものである。

七、この検察部会には、現在一四名の検事正がいる。横浜（河井信太郎）、千葉（吉川正次）、水戸（居林与三次）、新潟（杉島貞次郎）、津（上西一二）、福井（栗本六郎）、富山（福山忠義）、佐賀（小林保秀）、長崎（赤沢正司）、熊本（山根静寿）、山形（保倉忠）、盛岡（外村隆）、釧路（太田武之）、松山（土田義一郎）

また最高検検事には、木村喜和、佐久間幾雄、佐藤忠雄の諸君が、活躍しており、その他高検検事も多数おり、東京地検交通部長には、竹村照雄、刑事部副部長には、岩下肇など若い優秀な諸君が一杯いる。全国次席検事も一四名いる。名古屋高（中島友司）、水戸（岩田農夫男）、宇都宮（小縄快郎）、新潟（中野国幸）、鳥取（大森敏夫）、佐賀（戸根政行）、長崎（田原迫卓視）、熊本（亀井義朗）、山形（今野健）、盛岡（長山道雄）、青森（三輪泰三）、札幌（塚本明光）、函館（鍋倉寛治）、釧路（仙波敏威）

これらの諸君が、それぞれ検察部内において、将来累進して、わが検察を荷うポストにつくことを切望している者である。ただ本省内部の部局長に、中大法曹出身者が、いないことは、淋しい気がしないでもない。

八、検事の定員は、現在一、二六五人で、実員は、一、一六七人で、欠員が、九八人である。昭和四四年に、大幅の増員があつても、司法修習生からの希望者が少なく、なかなか補充できない状況である。司法修習生からの採用は、昭和四四年五三名、同四五年三八名、同四六年四七名、同四七年五九名である。毎年裁判官、弁護士、沖繩関係その他特別考試合合格者からの採用が、若干名あるが、辞職、定年、死亡、裁判官への転官などがあつて、殆んど増加

は、望み薄の状況にある。中大法曹の諸君が、検察官にも、どしどし入って来て、活躍されることを切望する。

八、わたくしは、中央大学を卒業したことを、深く喜び、感謝している者である。わたくしは、大阪高検検事長に赴任して間もなく、東京地検検事寺西賢二君の結婚の媒酌をした。中大法曹の向江璋悦先生を始め、有力な中大法曹の会員各位も、多数出席され、盛会であった。その時わたくしは、古い自分の結婚式のときも、中央大学の林、吉益、平井先生らが、ご出席して、祝福して下さったことを思い出したものである。由来中央大学出身者には、家族的で、先輩が後輩の面倒をよく見る良き伝統があり、ほんとに校風のせいか、有難い学校である。われわれは、中大出身であることを誇りと思い、これからも永く、検察の後輩とも、お互いに勉強して行きたいと思う。なおわたくしは、できるだけ、中央大学の会合には出席し、できないながらも、卒業後学校で、刑事演習や、新法令などの講義をしたり、大学の評議員、幹事なども勤めて来た。わたくしは、自分を育ててくれた中央大学に、無限の愛着を感じ、その発展を心から祈っている。世間一般には、中央大学のことを、法科の中大と呼んでいる。それには、先ず司法試験の合格者が、全国第一位にならなければならない。そのためにも、中央大学の学園紛争が、一日も早く解決して、正常な授業が行なわれるようになり、教育、研究の諸条件が、整備されるよう、心から念願する者である。



母校の現況について

中央大学理事長
堂野達也

はじめに

大塚前理事長の最高裁入りの後をうけて二月一日理事長に就任しました。重大時機に理事長の空席は一日も許されないと強い要請から、これを引き受けざるをえない事情からであります。浅学、非才ではありますが全力を傾注して母校の山積する諸問題と取り組む覚悟であります。会員のご鞭撻をお願いする次第であります。

大学の現況として当面緊急を要する問題は学園の秩序を回復することである。入学試験も完了し、三月二五日一応卒業式を終了した。本年度卒業生八、五七三名、その就職状況は、求人申込文化系七、三三九社、既に確定もしくは内定している者、三、八二九名、理工系は三、〇四三社で既に確定もしくは内定している者九四六名、縁故関係の就職者を合すると一〇〇%就職の見透しである。また、入学者については、昼間部合計五二、五七〇名、内合格者九、一六九名、夜間部合計八、八三一名、内合格者三、七〇八名となっており、志望者数は全体的に昨年より多少減少しているが法学部だけでは三千名以上の増加を示している。卒業試験はレポート方式により、入学試験は警視庁機動隊の援護の下に行なわざるをえない学園の現状は極めて少数の過激派学生の暴力行為によってかきまわされている感がある。こ

これら暴力派集団の拠点となっている本学代々木学生寮については、ここ数年来事実上大学はその管理権を放棄し、これら学生の占拠に任せたかの如く、昭和四四年以来八回にわたって強制捜査を受け、最近では学費改訂問題にからんで、駿河台校舎の一部を破壊し、授業中の先生を中庭に連行して種々の要求をして授業を妨害する等すべて寮自治会と称するこれら集団によるものである、私どもとしては、数少ない学生の福祉施設であるこの寮を正常な管理に移し、学園の平和を拡くべく、現在居住している不法占拠学生全員の退去に強い措置で臨みたいと考えている。

次の重要課題は多摩校地の利用を含む教学施設の改善、充実の問題である。本学が多摩に校地を求めてから十三年の歳月が流れている。本学百年の大計を樹てるに当って種々の困難な問題があったため今日に至ったことだろうと考えられるのであるが、今やもう猶予はないのであって、昭和五〇年度がタイム・リミットとして東京都の都市計画によって告示されたのである。これについては、すでに研究教育問題審議会、職員委員会、前理事会小委員会よりそれぞれ全学移転構想を含む多摩校地利用に関する答申がなされている。さらにその具体的方策樹立のための検討機関として、学長を委員長とする教学施設充実問題特別委員会が設置されて審議を進めている。理事会としてはそこで審議、答申された基本方針に対応して実施の具体策および財政措置を進める所存である。基本的には、夜間部は駿河台校舎に残存し、理工学部の移転は長期的な構想で行なうべきではないかと考えている。何れにしても多摩校地移転問題は大学の再建ともいえるべき重大問題であるとともに、急速に施策を要する問題である。ともあれ、広々とした多摩の丘陵地帯の五〇万平方メートルに近い広大な校地に白亜の殿堂が建ち、体育施設が設置され、多数学生が教育、研究に参加する平和な学園の実現を期待したい。

なお、九十周年記念事業計画においては、多摩校地移転問題ともからんで、総合教育・研究センターならびに正科および一般体育施設即ち体育館兼講堂の建設、創立九十周年を記念する九十周年史および各学部の論文集の刊行することを決定しているが、これら事業資金の募集は昭和四六年三月から開始し、募金目標額十億円、本年三月現在申込

額一億八千六百二十万千二百六十円で納入額は一億八千四百九十七万九千二百六十円となっており、今後会員各位の
一層のご協力をお願いする次第である。

以上極めて簡単であるが重要問題についてご報告申し上げてご理解を求めたい。



昭和三十三年三月



大学問題特別委員会報告書

委員長 石井一郎

中央大学法曹会は昭和四四年七月大学問題特別委員会を設置し、堂野達也氏を委員長として活動を開始した。右委員会は大学の理事者、監事、学長、事務局長等関係者の出席を得て熱心な検討を重ね昭和四五年一二月基本規定に関する意見として次の通りに決定し石田幹事長名義を以て大学の基本規定検討委員会に提出した。

一、総長問題について

今日、大学は益々マンモス化しつつある。法人業務の複雑多様化に伴い、教学面の事務内容も複雑化している。本学においては、中央大学創立の趣旨に鑑み、社会に有用な人材を養成するべく、大学のほか、付属高校及び図書館、研究所を併置している。この様な現状下にあつて、学校教育法第五八条第一項、第三項にいわゆる「学長」をどの様に理解するかは、所詮は呼称の問題であり、現行の総長が法人の教学面を主宰し、学長が又大学の校務を掌り、各自の責任を明確ならしめれば、複雑化する事務内容を能率的に処理することが可能なのであつて、総長が法人の機関であるが故に大学の総括責任者となることが大学の自治に齎るなどということとは全く形式論理の域を出るものではない。本学創立の趣旨を生かして高校教育からの一貫性を重んじるためには、大学、高校を統轄する総長が存在すれば

よいのであって、何も学長の統督下に大学に高校を付属させなければできない筋合のものではないのである。要は、教学面の複雑化する事務内容に対処するべく学長のみならず、総長を存置させることが望ましいことでこそあれ、無用のものということはできないのである。

仮に両者を一本化することもやむを得ないとすれば存置することとなる総長又は学長は、単に教学側の支持を得るばかりでなく、全学的な規模の母胎から選出されることが必要不可欠である。

二、理事について

事業理事や単数の常任理事を置くことは、経営面の独断専行を招く基となるので、大学のマンモス化に伴い複雑化する法人業務を円滑に処理するべく、複数の常任理事を置いて総務、財務そして学生部等を分掌し、権限と責任の範囲を明確にすることが望ましい。

三、評議員会について

複雑多様化する法人の業務の遂行は、衆知を集め且つ慎重なる手続を経て基本方針を決めることが必要でありそのためには他大学と同様現行の評議員会が決議機関として十二分にその機能を發揮することが望ましい。右の建て前をより実効あらしめるために私立学校法第四三条の趣旨を明文化することがその職責を全うするためにも必要となる。又、評議員の人数も、全国約二〇万の学員の代表を包括するためには少なすぎることはあっても決して多すぎはない。ただ、真に学員を代表する者を選出するための方法は今後検討する必要がある。

四、学生参加について

大学における学生の地位を、特別権力関係内で単に営造物を利用し、一方的に教育を受ける立場にすぎないと見るか、大学共同体の不可欠の構成員と見るかは別として、過去の学園紛争の根源には、現代の大学における学生生活に対する欲求不満が存することは否定できない事実であると思われるので、大学生活を送るに当たり、学生が最も身近

に感じ又、本質的に学生の立場に密接な関係にあるカリキュラムの編成等授業に関する事項、修学環境の整備に関する事項、そして学生生活の福利厚生に関する事項については学生の希望に沿った方針に基づくことが当然かつ望ましいところである。

五、教員について

大学の発展向上の源は、教授に人を得ることにある。しかして、検事、判事の例を引くまでもなく一定期間毎の適格審査を経ることは、教員の教育者乃至は学者としての自覚的な向上を促す上からも不可欠である。

教育の待遇や研究環境の飛躍的充実改善をはかることを念頭におきつつ大学の自活の範囲内で右の適格審査を主に学問的見地からはかることは合理的である。

以上

然るに昭和四七年六月二九日付検討委員会小委員会報告書を見るに、その決定事項によれば前記中央大学法曹会の意見は殆ど採用されていない様に見られるので、昭和四七年一〇月三日を第一回として特別委員会を再開し検討委員数氏の意見も聞き数回にわたって討議を重ねた結果、委員会としては前回の決定を変更する必要のないことを確認した。

依て前回の意見書に左の通りの幹事長の添書を付し各検討委員に郵送して中央大学法曹会の意見を尊重されるよう要望した。

拝啓

秋涼の候、諸賢には益々後発展の趣誠に慶賀に存じ上げます。

扱、中央大学の基本規定（寄付行為）の改正につきましては、諸賢におかれては日夜検討にご腐心されておられることと拝察いたしますが、わが中央大学法曹会におきましては、昭和四四年七月以来大学問題特別委員会を設置し、鋭意検討を重ねました結果、同四五年一二月迄に別添のとりの理由を添えた検討事項を意見として作成し、

大学当局に提出いたしました。しかし、基本規定検討委員会小委員会報告書における決定事項中には、本会の意見は必ずしも十分に反映してはおりません。そこで、諸賢におかれましては、何卒本会の意見書を十分にご検討の上御賛同賜り、来る十一月七日を皮切りに開かれる全体検討委員会において右趣旨が十分生かされますようにご協力戴きたくお願い申し上げます。

末筆ながら諸賢のご活躍を祈り上げます。

敬具

中央大学法曹会

幹事長 山 本 清二郎

学校法人中央大学基本規定（寄付行為）

検討委員会委員殿

以上が中央大学法曹会大学問題特別委員会の現在までの経過である。

尚当委員会は中央大学法曹会の意見が実現するよう検討委員会の動向に注目しつつ今後の活動を続ける考えである。



中大創立九十周年記念事業資金 及び奨学会事業資金募集について

中大創立記念事業資金
募集特別委員会委員長

石田 寅雄

一、私どもの母校中央大学は、来る昭和五十年をもって創立九十周年を迎えるに当り、多年の懸案となっていた総合教育研究センター（所要経費予算十六億三千百万円）を、神田駿河台の三号館跡に新築し、八十周年記念事業で完成できなかった体育施設（体育館兼講堂）（所要経費予算十二億千六百万円）を景勝の多摩校地（五〇万平方米）に建設して、教育施設の充実を期するため、昭和四十六年三月評議員会の議を経て、中大創立九十周年記念事業委員会（現委員長堂野理事長）及び同記念事業資金募集委員会（委員長谷村学員会々長）が設立され、爾来、度々両会の正副委員会長会を開催、全体委員会、幹事会を重ねて、同委員会規程、中大役員、学員、及び教職員の割当額の決定、委員の委嘱、募金方法（目標額等）等、慎重審議の上、支部長会議等の議を経て決定されたが、その内、本会に関連する主なものは左の通りであります。

- (1) 事業資金募集目標額金十億円の内、学員会の地域、職域各支部目標募集金額一億三千四百五十万円也。
- (2) 内中大法曹会支部目標額七五〇万円也。
- (3) 申込、払込方法。

(イ) 学員一口一万円（口数任意）（内評議員八万円、協議員四万円、役員常勤一ヶ月分、非常勤十五万円）

(ロ) 学員会支部をおした場合は、納入額の五％を募集経費として同支部に還付。払込は即金又は月賦（詳細は所属の各支部長又は「中大法曹会事務局（依田敬一郎法律事務所方電話（五七一）七二六三番）へお問合せ下さい。）

(4) 寄付金に関する税法上の特典（九十周年寄付のみ）確定申告の時に領収書と中大発行「文部省証明書写」（寄付金納入後送付）を添付すれば、左の通り一定の金額が所得金額から控除されます。

寄付金（所得金額の $\frac{15}{100}$ を限度とする）－所得金額の $\frac{3}{100}$ （10万円を限度とする）＝控除額

二、次に数年前から審議中の奨学会（経済的な事情で修学困難な優秀な学生の奨学生援助の会）設置規程も成案を得て、昨年十一月奨学会事業資金募集委員会が発足、前記各機関の議を経て左の通り決定されました。

(1) 基金目標額一億円（利率年六・八二％として六八二万円、日本育英会並の貸与額を基準として、大学生約五〇名援助、将来徐々に右基金を増額の予定）

(2) 申込、払込方法。

(イ) 学員一口貳千円（口数任意）

(ロ) 前記一項(2)の(ロ)と同じ

三、尚、前記一項、二項の各事業資金目途額中中大法曹会支部に対する目標額は

(一) 九十周年記念事業の分 金七五〇万円也

(二) 奨学会の分 金一〇〇万円也

であり、同支部会員の大半が関係しておられる学研連の各支部にも相当割当額がありますので、各支部の学員会における地位、ことに法曹会支部が創立以来二十数年間、母校中大の興隆に寄与し、現在堂野理事長、谷村学員会々

長、荻山評議員会議長その他各重要役員を推薦してきた全国中核的大会派として、その権威保持と母校興隆のため、各位の崇高な母校愛に訴え、相当額の御申込を懇請するものであります。



民訴研究会から中大法曹会へ

——初代幹事長を偲んで——

荻山虎雄

一、中大民訴研究会

昭和の初期に「中大民訴研究会」というのがあったことを、知る人は今日幾人いるであろうか。

当時民訴の権威者であった細野長良大審院判事から、中大で民訴を教わった弁護士連中の研究団体であったが、前野順一（地裁部長判事）を始め現職判検事も加っていた。月一回ぐらいの割合で、テーマを出し合い、細野講師を中心にあちらこちらの会場で、討議研究をしていた。この企ては若くして上告専門弁護士となった僕の同期鍛治利一の提唱したものであったが、東弁、一弁、二弁の中大出身者や、若手判検事に好評を得て、集会は熱心に行なわれた。申合せとして、メンバーは中大法曹となっており、幹事を置いて交代で一切の世話をやらせていたのである。

昭和一六年戦争に入り、この民訴研も自然集会の機を失ってしまったが、戦後日本の復興もどうやら軌道に乗って、母校でも二十六年に学員会が復活した。時を同じくしてこの民訴研の幹事役をしていたわれわれは相集って、母校の発展に寄与するよう中大法曹会を設立したのである。中大法曹会の設立に当り規約制定については、民訴研の例にならないほどそのままを採り入れており、幹事制で常務を掌ることにした。従って中大民訴研究会は中大法曹

会の母胎であったともいえよう。(中大法曹会設立当時の規約と幹事は本誌創刊号に記載したその多くが民訴研の幹事である。)

二、春田定雄と岡弁良

中大民訴研に春田定雄も岡弁良も加っていた。

春田は松本丞治の弟子で、丸ノ内工業クラブの松本事務所を任されていたが、昭和二十七年三月十五日の東弁役員選挙で会長に当選、四月一日から就任した。ところが切角会長に就任大いに成すであろうと期待されていたのに、就任間もない五月九日食道癌で急逝してしまった。東弁では五月十一日に会館で東弁初めての会葬を行なって、彼の早逝を悼んだのであるが、間もなく春田の後任会長として無競争で岡弁良を選任した。というのも、その前年の二十六年に岡は法友会から推されて東弁会長に立候補したが、一〇票の差で惜敗していたこと、を会員が同情していたからであろう。

僕は春田の選挙にも岡の選挙にも、法友会の一員として直接選挙運動にタッチしており、深く二人の人となりを知るようになった。

春田は端的にいつて外柔内剛型でシンを持っていた。岡は外見強くみられる割切り型であったが、案外モロイところがあった。

三、風林火山

岡の会長任期満了して間もない二十八年の五月に、僕は岡と一緒に山梨県鰍沢へ出張、富士川上流である事件の検証をして、帰りに甲府の談露館へ宿泊した。夕食に僕は大きに呑んで談論したとき、風林火山の話になった。僕は

「迅きこと、静なること、動かざること、というのはいいが、掠め侵すこと火の如しというのは気に入らないなあ」といったら岡は

「それが信玄の甲州流軍学というものだよ」

といった。話は更に中大問題にふれたが、岡は

「東弁会長の任期が了ったので、これから中大のために尽すよ」というので僕は

「中大では甲州流軍学はやらないで下さいよ」といった。岡は

「今月から学会では林さんが会長に、自分が副会長になったんだから、大学のことでなく学会の仕事は大いにやるよ」

と張り切っていた。

その年十二月十四日、中大法曹会では総会を開いて規約を改正した。このとき岡初代幹事長の方針で中大法曹会を中大学員会の支部と決め、職域支部第一号の誕生となったのである。

中央大学法曹会会則

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区霞が関一丁目一番に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること。

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学員である在京の法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者は、幹事長にその旨申出るものとし、幹事長は常任幹事会の議を経てこれを受入れるものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事 二名

三、常任幹事 二五名

四、幹事 百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて一年とする。但し再任を妨げない。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会会の支部長となる。

✓副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は毎年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項および本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、少くとも、年四回以上、幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅怠なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第十六条 本会則は、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

付 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

会員の請求による臨時総会召集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。

前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 本会の幹事候補者の選出については、これを選任する総会の日迄にそれぞれ会員の所属する各弁護士

会、裁判所及び検察庁を職域とする各選出区毎に投票又は投票以外の方法により各別にこれを行うものとする。

第三条 幹事の選出区及び選出すべき幹事候補者の員数は次のとおりとする。

第一区 東京弁護士会 四〇名

第二区 第一東京弁護士会 一八名

第三区 第二東京弁護士会 一八名

第四区 裁判所 一二名

第五区 検察庁 一二名

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手續による。

付 則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

中央大学学員会会則

(付)

- 一、中央大学学員会会費徴収規程
- 一、中央大学評議員候補者選出規程
- 一、中央大学学員会支部設置規程
- 一、中央大学学員会本部事務局規程

昭和二十八年三月 九 日 制 定
昭和三十六年九月二十九日 一部改正
昭和四十一年五月二十六日 一部改正

中央大学学員会会則

第一条 (名称) 本会は、中央大学学員会と称する。

第二条 (目的) 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

第三条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行。
- 二 学員名簿の調整。
- 三 各種研究会、講演会の開催。
- 四 その他前条の目的を達成するために必要と認める事業。

第四条 (資格) 本会は、左の資格を有するものをもって組織する。

一 学校法人中央大学の設置する学校（研究所を含む、以下同じ）の卒業者。

二 学校法人中央大学の職員およびその法人の設置する学校の教職員。

三 財団法人中央大学の経営していた学校ならびにその前身たる学校の卒業者およびその学校またはその法人から学員として推薦されたもの。

四 学校法人中央大学および財団法人中央大学に功勞あるものとして同法人の評議員会から推薦されたもの。

第五條（本部および支部）本会の本部は、中央大学内におく。

2 本会は、別に定める規約に基き、支部を設けることができる。

3 前項の支部は、幹事会の承認を受けなければならない。

第六條（役員）本会に会長一名、副会長五名、幹事五十名以内、会計監事三名以内、協議員五百名以内をおく。

2 本会に名誉会長一名、顧問および参与若干名をおくことができる。

3 本会に、十五名以内の常任幹事をおく。

4 会長、副会長はその在任中協議員および幹事の地位に、幹事、会計監事はその在任中協議員の地位につき、いずれも第一項に定める数の制限をうけない。

第七條（役員任期）役員任期はすべて二年とする。

2 補欠役員は、各その前任者の残任期間在任する。

第八條（役員職務権限）会長は本会を代表し会務を掌理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 幹事、常任幹事および協議員は、それぞれ幹事会、常任幹事会および協議員会を構成し、おのこの所定の職務を行うものとする。

4 会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会、幹事会に出席し、意見を述べることができる。

5 参与は幹事会、協議員会に出席し意見を述べることができる。

第九条 (役員の選任) 名誉会長、会長、副会長、幹事、会計監事および顧問は協議員会において、その都度定められた方法によりこれを選任する。

2 協議員は総会において、その都度定められた方法により、これを選任する。ただし支部長はその在任中当然協議員となり、その数五十名を超えた場合には第六条第一項に定める数の制限をうけない。

3 常任幹事は幹事の互選による。

4 参与は本会の会長、副会長に在任した者ならびに常任幹事三期以上在任した者のうちから会長が幹事会の議を経てこれを委嘱する。

第十条 (総会) 総会は定時と臨時に分ち、定時総会は毎年一回、五月中に会長が幹事会の議を経てこれを召集する。

2 定時総会の召集は集会期日の二週間前に學員に周知させる方法により行う。

3 会長必要ありと認めるときは、幹事会の議を経て、前項の方法により臨時総会を召集することができる。

4 総会においては会長を議長、副会長を副議長とし本会の目的達成のため、とくに必要と認められた事項を審議する。

第十一条 (協議員会) 協議員会は、毎年一回以上会長が幹事会の議を経てこれを召集する。協議員五十名以上、または學員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して、協議員会の召集を請求したときは、会長は遅滞なく、これを召集しなければならない。

2 前項の召集は、集会期日の二週間前に行う。

3 協議員会においては会長は議長、副会長は副議長となり本会の重要な事項を審議する。

4 協議員会は協議員四分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することが出来ない。

5 協議員会の議事は特別の定めある場合を除いては出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

6 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

7 本会則により、別に定める規則の制定、改正はすべて協議員会の承認を要する。

第十二条 (幹事会、常任幹事会) 幹事会は毎年三回以上会長の召集によりこれを開く。

2 幹事会においては会長が議長となり、本会運営上必要となる一切の事項を協議する。

3 常任幹事会は会長、副会長、常任幹事をもって組織し、毎月一回以上会長の召集によりこれを開く。

4 常任幹事会においては、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を協議し、常務をつかさどる。

第十三条 (学校法人中央大学評議員候補者の選出) 本会は別に定める規定により協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

第十四条 (本会の経費) 本会の経費は会費、寄付金、事業収入および補助金をもってあてる。

第十五条 (会費) 会費は金一万円とし、第四条により學員となったときに全額を納入するものとする。ただし、

特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

第十六条 (会計年度、予算および決算) 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

2 予算および決算は協議員会に提出し、その承認を経なければならぬ。

第十七条 (会則改正) 本会則を改正するには出席協議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第十八条 (事務局) 本会に事務局をおく。

2 事務局に関する規程は別にこれを定める。

付 則

第十九条 (本会則の発効) 本会則は協議員会の賛成を得た後最初に開かれた総会の日に発効する。発効日前旧規約によりなされた手続きは有効とする。

第二十条 (旧役員の任期に関する経過規程) 旧学会規約により選任された役員は本会則の発効と同時に退任する。ただし本会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

第二十一条 (改正会則の発効) 会則が改正されたときは、協議員会において、その議決をなしたときより発効する。

第二十二条 (会則の改正により選任された役員の任期) 会則の改正により選任された役員の任期は、現に在任する同じ役員の任期による。

第二十三条 (会費に関する経過規程) 改正前の会則により年会費を納入した者は、第十五条ただしがきによる分割払いをした者と看做す。

中央大学学員会会費徴収規程

第一条 (徴収の範囲) 中央大学学員会の会費は、この規程の定めるところにより徴収する。

第二条 (徴収の時期) 会費は会則第十五条により學員となつたときに全額を徴収する。

2 分割納入会費ならびに未納会費の徴収は、毎年度の初めに書面その他の方法をもって納入方を通知する。

第三条 (分割納入の期間) 会則第十五条ただしがきによる会費の分割納入は毎年金貳千円以上を五ヶ年以内に納めるべきものとする。

第四条 (支部会員の一括納入) 支部は、当該支部会員の会費を一括納入することができる。この場合には支部は、同時に納入者名簿を、本部に送付するものとする。

2 前項の支部に対しては、納入総額の半額を支部経費として交付する。

第五条 (収納) 会費の納入があつたときは、本部は、ただちに収納手続を了し、領収証を発行するものとする。

付 則

本規程は、協議員会の承認を得ると同時に、発効する。発効日前中央大学學員会規約または同会則によりなされた手続は有効とする。

昭和二十八年七月十八日 制 定

昭和三十五年五月三十日 一部改正

昭和四十一年五月二十六日 一部改正

中央大学評議員候補者選出規程

第一条 会則第十三条による評議員候補者選出に関する規程は、左の通りこれを定める。

第二条 協議員会は、評議員候補者選出のため、協議員中より推薦委員若干名を選出する。ただし会長、副会長は当然推薦委員となる。

第三条 前条の推薦委員をもって、推薦委員会を組織する。

2 推薦委員会は、会長これを主宰する。

3 推薦委員会は、各支部より推薦された者、その他適當と認める者の中より、評議員候補者を選出する。

(昭和二十九年五月三十一日 制 定)

中央大学学員会支部設置規程

第一条 (支部の数) 本会は各都道府県に一支部をおく。

2 前項の規程にかかわらず職域その他特殊事情に応じ支部をおくことができる。

第二条 (支部の目的) 支部は学員の親睦をはかり、本部の活動に協力し、母校の興隆に寄与するものとする。

第三条 (支部の新設) あらたに支部を設けんとするときは学員会会則第五条により支部規約、役員および支部員名簿等を添え、本部幹事会に申請し、その承認を受くるものとする。

第四条 (分会) 支部は適當と認める場合には内会をおくことができる。

第五条 (会費) 学員会会費の徴収については学員会会則第十五条および会費徴収規程の定めるところによる。

付 則

本規程は昭和三十年五月二十一日より施行する。

(昭和三十三年五月二十一日 一部改正)

中央大学学員会本部事務局規程

第一条 中央大学学員会本部事務局に左の職員をおく。

1 局長 一名

2 次長 一名

3 主任 一名

4 事務員 若干名

第二条 局長は会長が常任幹事会にはかり、これを任免する。

2 その他の職員は、会長これを任免する。

第三条 局長は、会長の命をうけ、事務局一切の事務を処理する。

2 次長、主任、事務員は、その担当事務について局長を補助する。

第四条 会長は、常任幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

付 則

この規程は、昭和三十一年九月八日より施行する。

昭和三十七年五月二十八日 一部改正
昭和四十一年五月二十六日 一部改正

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

昭和二十六・三・八 施行
昭和二十七・七・二十一 施行
昭和二十九・三・一 施行
昭和三十七・四・一 施行
昭和三十七・十・八 施行
昭和三十八・四・一 施行
昭和三十九・六・二十六 施行

第一章 総 則

第一条（名称）この法人は、学校法人中央大学と称する。

第二条（事務所の所在地）この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地におく。

第三条（目的）この法人は、教育と研究とを行わしめるため、左に掲げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学 大学院 法学部一部、法学部二部、経済学部一部、経済学部二部、
理工学部一部、理工学部二部、文学部一部、文学部二部、商学部一部、商学部二部、

二 中央大学高等学校（定時制課程）

三 中央大学杉並高等学校（全日制課程）

四 中央大学杉並中学校

五 日本比較法研究所

六 中央大学経理研究所

七 中央大学附属高等学校（全日制課程）

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

第四条 (総長) この法人に総長をおく。

2 総長は、教学に関する事項を主宰し、この法人の設置する学校その他学術研究施設を総括統理する。

3 総長の任期は三年とする。但し任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

4 削除

5 削除

第五条 (総長の選任) 総長は、左に掲げる者で組織する委員会の銓衡した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者 各三名

三 理事会で互選した者 五名

四 評議員会で互選した者 若干名

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者 二名

2 前項第四号による委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同等とする。

第六条 (総長の銓衡委員会) 前条の銓衡委員会は、理事長がこれを招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員三分の二以上の多数で決定する。

第七条 (総長の職務代行) 総長に事故があるとき又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

第八条 (教学審議会) 総長の諮問機関として、教学審議会をおく。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

第九条 (教学審議会への諮問) 総長は、学校その他学術研究施設に関する規則の制定、改廃並びに重要な学術研究施設の設置、改廃については、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

第十条 (役員) この法人に理事及び監事をおく。

2 理事及び監事の定員は、左の通りとする。但し職務上の理事は定員外とする。

一 理事八名以上 十三名以内

二 監事二名以上 三名以内

第十一条 (理事の選任) 理事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者についてこれを選任する。

第十二条 (職務上の理事) 総長及び学長は、前条の規定にかかわらず、その在職中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

第十三条 (理事長) 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が互選によって、その職務を代行する者を

定める。

第十四条 (事業理事及び常任理事の選任) 理事の互選によって、事業理事一名及び常任理事若干名を定める。

第十五条 (監事の選任) 監事は、評議員会の議決によって評議員その他の者についてこれを選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一名をおくことができる。

第十六条 (任期) 役員(職務上の理事を除く)の任期は三年とする。但し補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 已むを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く)を解任することができる。

第十七条 (理事長及び理事の職務権限) 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責に任ずる。 *業務を執行する*

第十八条 (総長たる理事の代表権) 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

第十九条 (事業理事の職務権限) 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

第二十条 (常任理事の職務権限) 常任理事は、理事長を補佐し、その担当事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めるときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

第二十一条 (監事の職務権限) 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第二十二條 (顧問) この法人に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

第二十三條

(理事会) 理事会は、理事長が招集する。但し理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならぬ。

2 理事会の議長には、理事長がこれに当る。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長及び高等学校校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

第二十四條 (理事会の議事) 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録には、理事長が署名し、事務局長がこれを保管する。

第二十五條 (理事会の権限) 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。但し常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

第二十六條

(評議員会) 評議員会は、選任評議員と職務上評議員とで組織する。

第二十七条 (選任評議員の数及び被選資格) 選任評議員は、その定数を二百名以内とし、この法人の學員中、年令

二十五年以上の者から、これを選任する。

2 左に掲げる者をこの法人の學員とする。

一 この法人の設置する学校を卒業した者

二 この法人の職員

三 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして、理事会又は評議員二十名以上の推薦により、評議員会において學員として議決した者

第二十八条 (評議員の選任) 前条第一項に規定する評議員は、左に掲げる者で組織する銓衡委員会の銓衡した候補

者について、評議員会が選任する。但し退任する評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者 三名

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授 各一名

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者 二名

四 評議員会議長

五 前各号に規定するもの及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者 若干名

2 前項第五号による委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 銓衡委員会は、評議員会議長がこれを招集する。

第二十九条 (職務上評議員) この法人の役員、顧問、学部長、大学院長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研

究所長、高等学校長及び事務局長は、その在職中評議員となるものとす。

第三十条 (評議員の任期) 選任評議員の任期は四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、その都度、評議員会においてこれを定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

第三十一条 (議長及び副議長) 評議員会に議長及び副議長各一名をおく。

2 議長及び副議長は、評議員会においてこれを選任する。

3 議長及び副議長の任期は各二年とする。但し補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

第三十二条 (会議) 評議員会は、理事長がこれを招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合は、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合の外、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者と看做す。

6 会議に関する記録には、議長及び議長の指名した評議員二名が署名し、事務局長がこれを保管する。

第三十三条 (議決事項) 左に掲げる事項については、評議員会の議決を要する。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産

の処分に関する事項

二 基本基定の変更

三 学部及び大学院の設置又は廃止

四 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

五 収益を目的とする事業に関する重要な事項

六 学員の推薦

七 合併

八 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散

九 残余財産の処分に関する事項

第三十四条 (委員会) 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

第三十五条 (資産) この法人の資産は、左の通りとする。

一 現有財産

二 資産から生ずる果实

三 授業料、入学金及び試験料

四 寄附金及び寄附財産

五 収益事業から生ずる収入

六 その他の収入及び取得財産

第三十六条 (資産の区分) この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産の三種とし、財産目録に記載してこれを明確にしなければならない。

2 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産又は収益事業用財産にこれを編入する。

第三十七条 (財産処分制限) 基本財産は、評議員会において出席評議員三分の二以上の同意を得た場合の外これを処分し、又は他の財産に区分替することができない。

第三十八条 (予算) この法人の予算は、学校及び研究所の経営に関する会計並びに収益事業に関する会計に分ち、毎会計年度開始前に評議員会の議決を経なければならない。

第三十九条 (決算) この法人の決算は、毎会計年度の終了後二月以内に、監事の意見を附して、評議員会の承認をもとめなければならない。

第四十条 (財産目録等の備付) この法人の財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、監事の意見書と共に、常に、事務所にこれを備えておかなければならない。

第四十一条 (会計年度) この法人の会計年度は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第七章 収益事業

第四十二条 (種類) この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業とする。

第四十三条 (利益金の処分) 毎会計年度において、事業会計の収支決算上生じた利益金のうち一割の金額は、これを事業会計の積立金とし、他の金額は、これを運用財産に繰り入れる。

第四十四条 (積立金の処分) 前条の積立金は、その年度内における収入をもって補填できる場合は、これを流用し、又は決算上損失を生じた場合は、これをその損失の補填に充てることができる。

第八章 基本規定の変更

第四十五条 (決議の方法) この基本規定の変更は、評議員会において出席評議員三分の二以上の同意を得なければならぬ。

第九章 合併及び解散

第四十六条 (決議の方法) この法人の合併及び解散の決議については、前条の規定を準用する。

第四十七条 (残余財産の帰属) この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから、これを選定する。

第十章 公告

第四十八条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、これを行う。

附則

第四十九条 左に掲げる者は、第二十七条第二項の規定にかかわらず、この法人の学員とする。

- 一 財団法人中央大学の設置していた学校及びその前身たる学校の卒業生
- 二 財団法人中央大学から、学員として推薦された者

第五十条 この基本規定は、所轄庁の認可を受けた日からこれを施行する。

附則

第五十一条 この基本規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則

第五十二条 この基本規定は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第五十三条 この基本規定施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期

中、それぞれこの基本規定により選任された者と看做す。

附 則

第五十四条 この基本規定は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

第五十五条 この基本規定は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

中央大学学長に関する規則

昭和三十・七・十八施行

第一条 (目的) この規則は、中央大学学長の職務、任期及び選任に関する事項を定めることをもって目的とする。

第二条 (学長の職務) 学長は学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める総長の統理のもとに、中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する。

第三条 (学長の任期) 学長の任期は三年とする。ただし任期満了の後においても後任の学長が就任するまでは、その職務を行う。

2 学長が任期中に欠けたときは、後任学長の選任されるまで、理事会がその事務取扱者を選任する。

第四条 (学長と総長の兼任) 学長は総長がこれを兼ねることができる。ただし第五条以下に定める選任方法によらなければならない。

第五条 (選任方法) 学長は各学部の教授会で互選した者各二十五名及び主事補以上の職員で互選した者二十五

名の選挙によって選ばれた者について、理事会が評議員会の議を経て選任する。

第六条 (選挙管理委員会) 学長選挙に関する事務は選挙管理委員会が管理する。

2 学長の任期満了の二月前にいたったとき又は学長が欠けたときは、遅滞なく選挙管理委員会を設けなければならぬ。

3 選挙管理委員会の委員は、各学部教授会で互選した者各一名及び事務局長をもって当てる。

4 選挙管理委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は委員会を主宰する。

6 選挙管理委員会の事務を処理するため幹事及び書記若干名をおく。幹事は総務部長をもってこれに当て、書記は職員の中から委員長の意見を聴いて理事長がこれを任命する。

第七条 (選挙の公示) 選挙管理委員会は、理事会の定めた日までの間において選挙期日を定め、その日時及び場所を二週間前に公示し、且つ選挙人に通知しなければならない。

第八条 (選挙の施行方法) 選挙は選挙人の三分の二以上の出席がなければこれを行うことができない。

2 選挙は、単記無記名投票によって行う。

3 投票及び開票は、選挙管理委員会において立会人の立会のもとにこれを行う。

4 前項の立会人は、各学部教授会で互選した者各一名及び主事以上の職員で互選した者一名とする。

第九条 (当選人の決定) 選挙において有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。

2 第一回の投票において、有効投票の過半数を得た者がいないときは、上位の得票者二名について決選投票を行う。

第十条 (当選人の報告と選挙管理委員会の解散) 当選人が決定したときは、選挙管理委員会は直ちに理事長に

これを報告するものとする。

2 選挙管理委員会は、学長の選任によって解散する。

第十一条 (選挙実施に関する細則) 選挙実施に関する事項は、選挙管理委員会がこれを定める。

附 則

第十二条 この規則は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第十三条 この規則施行の際、現に在任する学長の任期は、現に在任する総長の任期による。ただし、その総長が欠けたときは、学長の任期も満了するものとする。

教 学 審 議 会 規 則

昭和二十九・三・一施行
昭和三十七・十・八施行

第一条 中央大学基本規定第八条による教学審議会に関する規則は、左の如くこれを定める。

第二条 教学審議会は、左に掲げる者で組織する。

一 総 長

二 学 長

三 学部長

四 各学部教授三名

五 大学院長

六 図書館長

七 学生部長

八 通信教育部長

九 研究所長

十 高等学校長

十一 常任理事

十二 事務局長

2 前項第四号の会員は、各学部教授会において銓衡した者について、総長がこれを任命する。

3 前項の会員の任期は二年とし、重任しないことを原則とする。

第三条 教学審議會は、少くとも毎学期一回定例会を開き、必要に応じて臨時会を開く。

2 會議は、総長がこれを招集する。

3 會議の議長には、総長がこれに当る。但し総長に事故があるときは、出席会員の互選でこれを定める。

第四条 教学審議會は、左に掲げる事項について審議する。

一 学校その他学術研究施設に関する規則の制定又は改廃

二 重要な学術研究施設の設置又は改廃に関する事項

三 学生、生徒の採用方針に関する事項

四 学生、生徒に対する奨学方針に関する事項

五 その他総長が諮問した事項

第五条 教学審議會は、審議上必要と認めるときは、会員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことがきでる。

第六條 教学審議会の記録は事務局長がこれを主管する。

第七條 この規則は、中央大学基本規定施行の日からこれを施行する。

附 則

第八條 この規則は、昭和三十七年十月八日から施行する。

第九條 この規則施行の際、現に在任する旧規則第二条第一項第五号の会員は、その任期中、この規則第二条第一項第四号の会員と看做す。

中大法曹会顧問役員名簿 (四七年度)

一、顧問

坂井改造	大山菊治	谷村唯一郎	竜前茂三郎	柏原語六
山本政喜	三根谷実蔵	兼平慶之助	花井忠	檜橋渡
今井忠男	円山田作	山本清二郎	石井一郎	石田寅雄
荻山虎雄	田中万一	金子文六	藤井暹	

一、幹事長 山本清二郎

副幹事長 滝沢国雄

副幹事長 竹村照雄

一、幹事

東京弁護士会(四〇名)

第一東京弁護士会(一八名)

第二東京弁護士会(一八名)

野宮利雄	鈴木誠	川坂二郎	飯畑正男	吉本英雄	信部高雄	梶原止	井出甲子太郎	馬越旺輔	原山庫佳	高木茂	小池金市	太田常雄	石井芳光	秋知和憲	赤坂正男
松井宣	田宮甫	木戸口久治	大西保	依田敬一郎	橋本三郎	倉田雅充	入江正男	松島政義	日野久三郎	滝沢国雄	佐伯弘	川島仟之助	内野経一郎	浅見昭一	阿部三郎
雪下伸松	竹上英夫	斎藤兼也	荻野陽三	若林秀雄	原秀男	斉藤岩次郎	大塚喜一郎	森田洲右	藤井光春	戸当宗孝	清水繁一	梶原和夫	遠藤利一郎	石井嘉夫	秋山邦夫
	長岡邦	坂本建之助	小野田六二		宮田光秀	斉藤素雄	大月和男	山本忠義	舟橋肇	堂野達也	篠原千広	亀井忠夫	栄沢忠幸	岩田満夫	安藤章
	中津靖夫	鈴木近治	小野道久		向江璋悦	設楽敏男	小木貞一	米田為次	本間崇	縄稚登	鈴木秀雄	後藤英三	遠藤和夫	市橋千鶴子	秋山昭八

裁判所(一二名)

井上謙次郎 小川泉 小野幹雄 大前邦道 岡垣学

酒井雄介 篠清 高木典雄 長西英三 村上幸太郎

柳原嘉藤 竜前三郎

検察庁(一二名)

新井弘二 岩下肇 大西郁夫 河井信太郎 木村喜和

佐久間幾雄 鈴木利雄 田村秀策 竹村照雄 水原敏博

矢実武男 山本清二郎

一、会計監事

中井宗夫(東京弁護士会)

小田切秀(第一東京弁護士会)

近藤三代次(第二東京弁護士会)

一、大学問題特別委員会委員

赤坂正男 安藤章 岩田満夫 市橋千鶴子 栄沢忠幸

遠藤利一郎 太田常雄 荻山虎雄 小池金市 後藤英三

紺野稔 鈴木秀雄 高木茂 滝沢国雄 玉田郁生

縄稚登 藤井光春 本間崇 馬越旺輔 松島政義

入江正男 小木貞一 倉田雅充 小屋敏一 小坂志磨夫

斉藤素雄 設楽敏男 橋本三郎 山田賢次郎 石井一郎

一、中大創立記念事業募集特別委員會委員

今井忠男	大西保	荻野陽三	木戸口久治	坂本建之助
鈴木近治	田宮甫	中津靖夫	松井宣	大前邦道
岡垣学	小川泉	高木典雄	長西英三	柳原嘉藤
竜前三郎	新井弘二	岩下肇	大熊昇	竹村照雄
水原敏博	矢実武男			

一、会報編集委員

石田寅雄	太田常雄	阿部三郎	入江正男	吉本英雄
松井宣	野宮利雄	高木典雄	西村四郎	水原敏博
柳沢義信	木戸口久治	日下文雄	大西保	岡田錫淵

一、事務局

山下肇	山本忠義	繩稚登	若林秀雄	竹上英夫	竜前三郎
依田敬一郎	本間崇	齊藤兼也	豊吉彬	新井弘二	

中央大学学員会役員名簿

(法曹会関係)

会長 長谷村唯一郎

副会長 石田寅雄

幹事 阿部三郎

小 木 貞 一

磯 部 常 治

福 山 忠 義

兼 平 慶 之 助

協議員

(東京弁護士会)

赤坂正男

奥原喜三郎

日下文雄

佐々木正泰

武山秀夫

戸田宗孝

西村真人

塚本重頼

石田寅雄

齐藤素雄

今井忠男

竹村照雄

兼平慶之助

協議員

(秋山邦夫)

柏原語六

小池金市

関口保二

滝沢国雄

中井宗夫

萩原四郎

市橋千鶴子

橋本三郎

鈴木秀雄

小川泉

向江璋悦

堂野達也

大塚喜一郎

石井一郎

八島三郎

江藤彦武

川島仟之助

児島義史

田中義之助

忠佐市

成智寿郎

日野久三郎

堂野達也

向江璋悦

小川泉

大塚喜一郎

石井一郎

八島三郎

江藤彦武

川島仟之助

児島義史

田中義之助

忠佐市

成智寿郎

日野久三郎

大塚喜一郎

石井一郎

八島三郎

大塚喜一郎

石井一郎

八島三郎

栄沢忠幸

菊池利光

後藤英三

竹内三郎

寺坂銀之輔

繩稚登

福田耕太郎

栄沢忠幸

菊池利光

後藤英三

竹内三郎

寺坂銀之輔

繩稚登

(第一東京弁護士会)

藤井光春	本間崇	馬越旺輔	松島政義	松永芳市
水上喜景	村松源八	安原正之	山田重雄	山本忠義
吉岡大輔	米田為次	岩田滿夫	高木茂	本村回洲

(第二東京弁護士会)

浅見敏夫	入江正男	小田切秀	大野忠男	大月和男
岡田錫淵	落合長治	倉田雅充	小坂志磨夫	小林賢治
齊藤岩次郎	信部高雄	設楽敏男	伊達利知	田口邦雄
田中政義	鳥谷部武	羽田忠義	萩原菊次	原玉重
原秀男	深沢勝	藤井暹	宮田光秀	宮田耕作
矢代操	山下東太郎	吉本英雄	依田敬一郎	

(裁判所)

飯畑正男	鶴沢勝義	内山弘	内田武文	江沢義雄
荻野陽三	木戸口久治	近藤三代治	齊藤兼也	坂本建之助
鈴木近治	鈴木清二	田中宗雄	野宮利雄	原田勇
松井宣	水本民雄	森虎男	安田進	
井上謙次郎	大前邦道	岡垣学	酒井雄介	下関忠義
高木典雄	寺尾正二	浜秀和	村上幸太郎	

(檢察庁)

泉川賢治	岩下肇	岩田農夫男	居林与三次	栗本六郎
鈴木利雄	田村秀策	外村隆	保倉忠	水原敏博
矢実武男				

中央大学役員名簿 (法曹関係)

一、理事長 堂野達也

六、監事 宮田光秀

一、評議員

(東京弁護士会)

赤坂正男	石田寅雄	荻山虎雄	太田常雄	川島仟之助
小池金市	後藤英三	清水繁一	塚本重頼	堂野達也
田中万一	松島政義	山本政喜	山本忠義	日下文雄
竜前茂三郎				

(第一東京弁護士会)

井出甲子太郎	大山菊治	大塚喜一郎	岡田錫淵	小木貞一
齋藤素雄	田中政義	橋本三郎	藤井暹	宮田光秀

向江 璋悦

(第二東京弁護士会)

磯部 常治

石井 一郎

今井 忠男

松井

宣

木戸口 久治

鈴木 近治

(裁判所)

小川 泉

西山 要

八島 三郎

岡垣

学

寺尾 正二

(検察庁)

河井 信太郎

竹村 照雄

山本 清二郎

岩下

肇

外村 隆

弔 辞

本日ここに中央大学法曹会顧問

故岡弁良先生

の告別式が挙行されるにあたり謹んで御霊前の弔辞を捧げます。

昭和四十七年八月二十八日先生はにわかには逝去されました。

つい先日まで先生のお元気なお姿に接しておりました私どもにとって御訃報はまことに意外であり痛惜哀悼の極みであります。

先生は昭和二十六年中央大学法曹会創立にあたりその中心となって御尽力くださいましたそして昭和三十三年まで初代幹事長として、その後は顧問として会の基礎作りと発展に言い尽せない寄与をなされたのであります。

中央大学法曹会は、今や千八百名の会員を擁するまでになりました。在朝在野において法曹として活躍するとともに、多数の評議員あるいは理事長、理事、監事を、また学員会協議員を送り出すなどして母校の興隆にも多大の貢献をいたしております。私どもは先生の法曹としての偉大な足跡を偲びその遺業をさらに発展させることをお誓い申しあげ次第であります。

ここにありし日の先生を偲び心から哀悼の意を表しますとともに先生の御冥福をお祈して弔辞といたします。

昭和四十七年九月五日

中央大学法曹会幹事長
最高検察庁次長検事

山 本 清 二 郎

あとがき

本号は、会員へのサービス号として、大学に関する委員会報告や、各種会則などをとりまとめました。ご参考になれば幸いです。

昨年は中大法曹会としては大塚旋風にみまわれた。大塚先生の中大理事長就任に伴う中大法曹幹事長の更替、次いで、大塚先生の最高裁判官就任に伴う中大理事長の更替劇があった。中大法曹内部は申すに及ばず各界からも賛否様々なご意見があったようであるが、この段階では、好漢大塚先生のご健康と、裁判所のもつ人権保障機能を充分にいかすご活躍を祈って止まない。

尚本号で、新幹事長や、大学の新任事長のご挨拶を頂いた。双方とも任期の点では暫定的というか、後任者として残存期間のポストであるが、ご健斗を祈りたい。

編集にあたり、弁護士会の役員選挙などで、時間をとられたことと、予算との関係でご満足のいくような編集

のできなかったことをお詫びすると共に、事務当局の依田事務長が大いに世話してくれたことを感謝したい。

(山本忠義 記)

中大法曹 第2号

昭和四八年五月六日 印刷
昭和四八年五月八日 発行

(非売品)

発行人 山本忠義

発行所 中央大学法曹会

中央区銀座六一八一七
交詢ビル508号室 依田法律事務所

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇
電話(九五六)六五五〇・六五六四